

日本共産党の山本伸裕です。

知事提出議案1号、一般会計補正予算についてであります。阿蘇火山活動等に伴う降灰対策関連事業予算が計上されており、この点については評価・歓迎するものであります。私は5月臨時議会におきまして、現地の方々からの聞き取り調査などに基づき、降灰対策については農業関係者の支援強化、降灰除去作業については地元市町村への支援強化、そして防災の観点から観測地点を増やすなどの対策強化を提案させていただきました。今回の補正予算では、土壌矯正、除灰機器の導入など農業関係、そして小型路面清掃車の導入など土木関係合わせて8千200万円が計上されています。降灰に悩んでおられる関係者の皆さんの喜ぶ顔が目に見え私も嬉しく思いました。降灰対策については、引き続き、現地の状況、要望に沿って適切に対応していただくようお願いしております。

一方で、県税事務オンラインシステム維持管理費として3,000万円余の補正が計上されています。これはマイナンバー制度導入に伴い県税システム番号制度対応をすすめる事業であり賛成できません。

マイナンバー制度は、国民一人ひとりに背番号をつけ、各自の納税、保険料納付、医療機関での受診・治療、介護・保育サービスの利用などの情報をデータベース化して、国が一元管理するというものです。既存の住基ネットなどとは比較にならない大量の個人情報蓄積され、税・医療・年金・福祉・介護・労働保険・災害補償などあらゆる分野で活用されます。役所への申請はもとより、病院の窓口や介護サービスの申し込みに使われるなど、公務・民間にかかわらず、多様な主体がそこにアクセスをしていきます。これが導入されれば、個人情報が芋づる式に引き出され、プライバシーを侵害する危険性が高まることは明らかです。

日本年金機構のコンピューターがウイルスに感染し、判明しただけで約125万件もの年金個人情報流出し、年金受給者、国民に大きな衝撃を与えました。以前にもベネッセからの個人情報流出、韓国でもクレジットカード会社から二千万件の個人情報流出などの事態が発生しています。

いま情報管理に関してはっきりしてきたことは、第1に、情報漏えいを100%防ぐシステムを構築することは不可能であること、第2に、たとえ仮に完璧に近いシステムを構築したとしても、それを扱う人間の中に情報を盗んだり売ったりする人間が一人でも入り込めば、そこから大量の個人情報流出する危険性があること、第3に、一度漏れた情報はまさに覆水盆に返らずで、流通され、売買されてしまうということ、第4に、個人情報が集まれば集まるほど、攻撃にさらされるリスクが高くなるということ、であります。すなわち、現時点でマイナンバー制度を進めることはあまりにも危険だといわざるを得ません。いま立ち止まって考えなければならない時です。少なくとも、10月から予定されている番号通知、来年1月からの運用開始は中止するよう国に働き掛けるべきです。マイナンバー問題については、これまでも中止を求めてまいりました。問題点が一層明らかになってきました。そういった点から知事提出議案第一号には反対であります。

第5号、条例制定についての議案もマイナンバー関連のものであり反対であります。

第6号、県税条例改正は、法人実効税率を引き下げ、外形標準課税拡大を進める内容でありま

す。その狙いは、稼ぐ力のある企業の税負担を軽減することで、成長につなげていくというものです。しかし、これは黒字企業には減税、赤字企業には増税となるものであり、本来応能負担であるべき税負担の原則に反するものです。政府与党の税制改正大綱によると、法人税改革として今後さらに外形標準課税の拡大を検討していくとなっていることから、中小企業への深刻な影響も懸念されます。このような税制改革の方向には反対であります。

第 12 号、熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例の一部改正についてであります。もともとこの法律は、生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的として制定されたものであり、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るためのものであります。

今日、深刻化する鳥獣被害と捕獲の担い手の減少のもとで、従来の「保護」の観点に立った対策では被害に対応できないとして、昨年、法律の名称と目的が、「保護」から「管理」へと大きく転換されました。これにより、従来の特定鳥獣保護管理計画が「保護計画」と「管理計画」に分離され、被害を起こす鳥獣の管理（捕獲）を進めるものとなりました。

この法改正により、事実上、国から都道府県や認定事業者に捕獲事業が丸投げされました。しかし国による地方行政機関などへの専門家の配置や捕獲事業への財政的支援もなく、安全性や効果の保証もありません。鳥獣保護という根幹思想を転換し、環境行政自らが鳥獣管理という捕獲事業に身を置くこととなり、鳥獣保護行政に禍根を残しかねません。

もちろん、シカやイノシシによる農林業被害や自然生態系への被害を減らしていくことは当然必要であり喫緊の課題です。しかしだからといって鳥獣保護という法律の根幹を転換したことは適切ではないと考えます。

したがって、このような法改正に基づいて行われる条例改定には反対の立場を表明するものであります。

なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律について、日本共産党は国会において以前からその問題点を指摘し、修正案を提案してまいりました。

第一に、鳥獣管理制度を廃し、目的に鳥獣の保護管理を明確に位置付けて、保護管理計画の拡充強化を図ること。第二に、現行特定計画制度の失敗の教訓となっている地方行政機関及び研究機関への専門職員の配置を義務付けることを明記し、科学的知見に基づく計画の策定、事業の推進や住民合意への役割を果たしていくこと。第三に、国による地方行政機関等への専門職員の配置に係る費用等の支援措置を明確に規定することで、保護管理制度に基づく対策が効果的に行われるようにすることです。人間生活において野生鳥獣との共生及び生物多様性の保全が重要であると認識し、国の環境行政が国民の理解を得ながら鳥獣保護及び鳥獣被害への適切な対策に責任を負う行政を進めることを求めるものです。

第 23 号議案は県育英貸付金の支払い請求に係る訴えの提起です。5 月臨時議会で私は同様の議案に反対討論を行いましたので詳細は述べませんが、滞納者を裁判に訴えるというやり方には反対であります。

以上で討論を終わります。